

堺市茶室の使用について（問合せ者用）

1. 使用出来る場所 伸庵又は庭園をご使用いただけます。
但し、伸庵の立礼席及び立礼席用水屋、事務所、2階の係員控室、その他事務所で使用している場所は、使用の対象外となっていますので、ご了承ください。
2. 使用区分毎の時間・使用料 申込区分に応じて使用時間を定めていますので、この時間帯を守ってください。
ご使用時間には、準備及び後始末に要する時間も含まれます。

伸 庵 ・ 庭 園	申込区分	時 間 帯	伸庵使用料	庭園使用料
	午前	9時30分から12時まで	10,000円	2,000円
	午後	1時から4時30分まで	20,000円	3,000円
	全日	午前9時30分から午後4時30分まで	30,000円	5,000円

※冷暖房を使用される場合は、上記使用区分に係る使用料の2割加算となります。

3. 休庵日 (1) 月曜日（但し、祝、休日の場合は開庵）
(2) 12月28日から翌年の1月4日まで
(3) 他、博物館の休館日に準ずる
4. 茶室の使用目的 主として茶会。少人数から使用可能。
※ 茶会以外で使用を希望される場合は、別途ご相談ください。
5. 使用の申請 (1) 茶室を使用しようとする方は、所定の茶室使用申請書を事前に提出してください。
なお、使用料は前納となっています。
(2) 既納の使用料については還付できません。但し、天災地変その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなくなった場合のみ既納の使用料の全額及び一部を還付することがあります。
(3) 使用の申請は、使用期日の2カ月前から使用期日の3日前までにご申請ください。
6. 使用上の留意事項 (1) 使用責任者は、茶室を使用する際は、茶室の係員に連絡してください。
(2) 使用責任者は、茶室使用の終了時、直ちに届出て係員の検査を受けてください。
(3) 使用権を他人に譲渡したり、若しくは使用させたり、又は使用目的以外に使用することは認められません。
(4) 使用の承認を受けた建物、庭園、付属設備その他器具備品等以外のものについては使用することはできません。
(5) 所定の場所以外での飲食、または火気の使用（喫煙を含む）はしないでください。また、使用許可を受けた場所以外は立ち入りしないでください。
(6) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑を与える行為はしないでください。
(7) 茶室内及びその周辺において物品の展示、販売等をするときには事前に届出のうえ許可を受けてください。
(8) 看板、貼紙等の掲揚、掲示等をするときには事前に届出のうえ許可を受けてください。
(9) 室内を不潔にしないよう、清潔をお願いします。
(10) その他係員の指示に従ってください。
(11) 堺市茶室条例及び堺市茶室管理運営規則の規定又は係員の指示に違反したときは使用の承認を取り消し、使用を停止し、若しくは使用を制限し、又はその他必要な措置を講ずることがあります。なお、使用の承認の取り消し等により損害が生じても堺市及び堺観光コンベンション協会はその責めを負いません。
(12) 使用中における使用責任者又は使用者の責任に帰する事故については、堺市及び堺観光コンベンション協会はその責めを負いません。
(13) 使用者は、建物、庭園、付属設備その他器具備品を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を係員に届出て、その指示を受けてください。
(14) 茶室の管理において支障が出るような行為は行わないでください。（例：施設の容量を超える人数での利用。畳、建具等が傷むおそれのある機材等の使用。等）

(注) 上記は、堺市茶室をご使用いただくにあたっての参考事項です。

茶室の管理運営は、堺市茶室条例及び堺市茶室管理運営規則の規定に基づき行います。

お問い合わせ先

(公社) 堺観光コンベンション協会 072-233-5258 又は 堺市茶室 072-247-1447